

現行の審査基準における不特許事由に関する記述

1. 特許・実用新案審査基準「第三部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」「第1節 新規事項」第5,6頁

(4) 除くクレーム

…

(ii)請求項に係る発明が、「ヒト」を包含しているために、特許法第29条第1項柱書の要件を満たさない、あるいは、同法第32条に規定する不特許事由に該当する場合において、「ヒト」が除かれれば当該拒絶の理由が解消される場合に、補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、当該「ヒト」のみを除く補正。

次の(i)、(ii)の「除くクレーム」とする補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。

(説明)

上記(ii)における「除くクレーム」は、補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、「ヒト」のみを当該請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいう。

「ヒト」を発明対象から除外することによって、当該拒絶の理由を解消する上記(ii)の「除くクレーム」とする補正は、補正前の明細書等から導かれる技術的事項に何らかの変更を生じさせるものとはいえない。したがって、このような補正は新たな技術的事項を導入しないものであることが明らかである。

…

(ii)の例：補正前の特許請求の範囲が、「配列番号1で表されるDNA配列からなるポリヌクレオチドが体細胞染色体中に導入され、かつ該ポリヌクレオチドが体細胞中で発現している哺乳動物」と記載されている場合、発明の詳細な説明で「哺乳動物」についてヒトを含まないことを明確にしている場合を除き、「哺乳動物」には、ヒトが含まれることになる。しかし、ヒトをその対象として含む発明は、公の秩序、善良の風俗を害する恐れがある発明に該当し、特許法第32条に違反するものである。このような場合に、特許請求の範囲からヒトを除外する目的で、特許請求の範囲を「……非ヒト哺乳動物」とする補正は、出願当初の明細書等にヒトを対象外とすることが記載されていなかったとしても許される。

2. 特許・実用新案審査基準「第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準」 「第2章 生物関連発明」 第20頁

4.2.2 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明

実施が必然的に公序良俗又は公衆の衛生を害するおそれがある場合は、第32条に該当する発明となる。

3. 特許・実用新案審査基準「第Ⅹ部 実用新案」 「第2章 実用新案登録の基礎的要件」 第1頁

2. 基礎的要件に違反するもの

(2) 公序良俗違反（第6条の2第2号、第14条の3第2号、第4条）

考案が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがあるとき

3.2 公序良俗違反（第6条の2第2号、第14条の3第2号、第4条）

(1) 請求項に係る考案が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがあるときには、本号に該当する。

(2) 考案の詳細な説明における記載が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある場合であっても、請求項に係る考案について、そのようなおそれがないときは、公報掲載時に所要の措置を講ずるものとする。

4. 意匠審査基準

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文

意匠法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

41.1 意匠法第5条の規定

公の秩序や風俗を維持すること、あるいは産業発展を阻害する要因を排除することは、公益上の理由から重要なことであって、これに反する性質のものを法律で保護すべきではない。新規性及び創作非容易性を有し、かつ工業上利用することができる意匠に該当する意匠である等の意匠登録の要件を満たすものであっても、意匠登録の査定の時点において、以下のいずれかに該当する場合は、意匠登録を受けることができない。

- (1) 公序良俗に反する意匠 (→41.1.1、41.1.2)
- (2) 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠 (→41.1.3)
- (3) 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠 (→41.1.4)

41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章（類似するものを含む。）等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれが多く、公の秩序を害するおそれがあるものと認められるので、このような意匠は、意匠登録を受けることができない。

ただし、模様として表された運動会風景中の万国旗等のように公の秩序を害するおそれがないと認められる場合は含まれない。

41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について

健全な心身を有する人の道德観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等は、善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

(以下、略)

5. 商標審査基準

第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由）

五 第4条第1項第7号（公序良俗違反）

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道德観念に反するような場合も含まれるものとする。

なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形」に該当するか否かは、特にその文字又は図形に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。

2. 他の法律によって、その使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標は、本号の規定に該当するものとする。